

## 富山市集団回収活動報償金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される一般廃棄物の中から、再生利用が可能で、資源となる物を自主的に回収する市民団体に対し、報償金を交付することにより、廃棄物の減量化及び資源化の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「資源物」とは、主に一般家庭から排出される新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、牛乳パック、布類(衣類のみ)、スチール缶及びアルミ缶等をいう。ただし、山田地域、細入地域、下夕地区及び小羽地区については、紙製容器包装を追加したものをいう。

2 この要綱において「紙類」とは、新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙製容器包装をいう。第3条で規定する「紙類地区回収」においては、「資源物」は「紙類」に読み替えるものとする。

3 この要綱において「集団回収活動」とは、住民の協力によって資源物を回収し、資源物を収集・運搬することを業とする者(市内に事務所又は事業所を有する者に限る。以下「業者」という。)に引渡す活動をいう。

4 この要綱において「実施団体」とは、市民で構成され、市内に活動拠点がある営利を目的としない団体で、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体に限るものとする。ただし、紙類地区回収を行う団体にあつては、当該地区(小学校区等)(以下「地区」という。)の全域を対象とする団体でなければならない。

(1) 自治振興会、町内会、婦人会、児童クラブ又はPTAなど

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めた団体

5 この要綱において「協力団体」とは、前項の要件を満たす団体で、地区内の集団回収活動を円滑に推進するため、実施団体の指導・調整を行うものとする。

### (紙類地区回収)

第3条 この要綱において「紙類地区回収」とは、前条第3項に規定する集団回収活動のうち、以下の要件を全て満たすものをいう。ただし、地区の事情等により市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

(1) 各地区で紙類地区回収を実施する実施団体は1団体のみとする。

(2) 回収を行う範囲が当該地区全域にわたるもの。

- (3) 実施団体が、市の指定する日に回収するもの。(ただし、業者との協議の上、実施団体が地区全域に収集日等の周知・徹底を図れる場合はこの限りでない)
  - (4) 地区住民が紙類を回収場所（実施団体が指定する家庭ごみの集積場）に直接持ち込むもの。
  - (5) 当該回収場所（実施団体が指定する家庭ごみの集積場）において、業者へ直接引き渡すもの。
  - (6) 回収品目は新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装とする。
  - (7) 開始する期日は4月からとし、年度の途中からは開始できないものとする。
- 2 実施団体及び協力団体は、紙類地区回収を実施する場合、地区内の全世帯に周知用のチラシを配布するなど、地区住民に混乱をきたさないよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 紙類地区回収の実施については、回収活動の運営や報償金の管理に関して当該地区の総意として決定するように努めなければならない。

（資源集団回収）

第4条 この要綱において「資源集団回収」とは、第2条第3項に規定する集団回収活動のうち、前条で規定する「紙類地区回収」を除く全てのものをいう。

（協力団体の届出等）

- 第5条 協力団体は、富山市集団回収活動協力団体届出書（様式第1号）を毎年度、市長に提出しなければならない。
- 2 協力団体は、届出事項に変更が生じたとき、又は協力団体でなくなったときは、速やかに富山市集団回収活動協力団体変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 協力団体は、地区内の資源集団回収の実施が年5回以上になるよう努めなければならない。
- 4 市長は、活動が広域的であるなど、特定の協力団体に属することが適当でない団体を実施団体として指定することができる。この場合において、当該実施団体は、第1項及び第2項の規定による届出並びに第9条の申請に関する事務を行うものとする。

（事業計画書等）

第6条 実施団体は、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第2条第2項により、

集団回収活動が実施される年度ごとに、市長が作成する富山市集団回収活動業者登録名簿（以下「業者名簿」という。）の中から業者を選定し、回収日、回収場所などを業者と事前に協議して定めた上、富山市集団回収活動事業計画書（様式第3号。以下「事業計画書」という。）を作成し、協力団体に提出しなければならない。

2 協力団体は、前項の事業計画書を取りまとめ、富山市集団回収活動事業計画総括表（様式4号）を市長へ提出しなければならない。

3 紙類地区回収を実施しようとする実施団体及び協力団体は、紙類地区回収を実施する年の前年9月末までに、紙類地区回収実施申告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（資源物の引渡し等）

第7条 実施団体は、資源物を業者へ引渡すものとする。引渡しに際し、資源物を売り払う場合は業者と協議の上、価格を決定するものとする。ただし、紙類地区回収においては、資源物の引渡し以外の金品の授受は行わないものとする。

2 実施団体は、業者が回収した資源物の重量等を記入した富山市集団回収取引伝票（様式第6号。以下「伝票」という。）について受け取るものとする。

（報償金の申請）

第8条 協力団体は、各実施団体の活動実績を取りまとめ、富山市集団回収活動報償金交付申請書（様式第7号）に伝票及び富山市集団回収取引伝票総括表（様式第8号）を添付の上、次の各号に掲げる回収区分について、当該各号に定める日までに市長へ提出するものとする。

- |     |       |           |        |
|-----|-------|-----------|--------|
| (1) | 4月から  | 6月までの回収分  | 7月10日  |
| (2) | 7月から  | 9月までの回収分  | 10月10日 |
| (3) | 10月から | 12月までの回収分 | 1月10日  |
| (4) | 1月から  | 3月までの回収分  | 3月末日   |

（報償金の交付）

第9条 市長は、前条の申請内容を審査し、相当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

2 報償金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、資源物の回収量に同表の右欄に掲げる金額を乗じたものとする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 3 資源集団回収において、実施団体の対象区域内の集積場の7割以上を使用しかつ年9回以上行う場合の報償金の額は、紙類地区回収と同額とする。(実施する区域が同一である複数の実施団体が行う場合又は実施団体が対象区域を細分化して集積場を使用して行う場合を含む)
- 4 市長は、報償金の交付に伴い、実施団体、協力団体又は業者が不正を行った場合には、交付した報償金の全部又は一部を返還させることができる。
- 5 資源集団回収において回収された「スチール缶及びアルミ缶等」について、市に代わり、地区の全域を対象とする団体が自らの責任において回収を実施したと市長が認めるものは、報償金の交付対象外とする。

(報告等)

第10条 市長は、実施団体、協力団体又は業者に対し、報償金の交付に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 富山市資源集団回収活動報償金交付要領は、平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、名称を「富山市資源集団回収活動報償金交付要綱」から「富山市集団回収活動報償金交付要綱」に改め、平成27年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、この改正前の要綱で定めた様式を使用しても差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	金額（1キログラムにつき）
資源集団回収	4円
紙類地区回収	3円

様式第1号（第5条関係）

年度富山市集団回収活動協力団体届出書

年 月 日

（宛先）富山市長

協 力 団 体 名  
代表者の職名及び氏名

集団回収活動における協力団体として活動いたしたく、富山市集団回収活動報償金交付要綱第5条第1項の規定により届出書を提出します。

活動区域 (地区名等)		
協力団体	名 称	
	代 表 者 の 職 名 ・ 氏 名	
協力団体の事務局	所 在 地 及 び 名 称	
	担 当 者 の 職 名 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	
活動区域（地区等）内 の実施団体	実 施 団 体 の 数	
	実 施 団 体 の 名 称	
	紙 類 地 区 回 収 を 行 う 実 施 団 体 の 名 称	

様式第2号（第5条関係）

年度富山市集団回収活動協力団体変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）富山市長

協 力 団 体 名  
代表者の職名及び氏名

集団回収活動の協力団体に関する届出事項について、（変更・廃止）しましたので、富山市集団回収活動報償金交付要綱第5条第2項の規定により届出書を提出します。

	新	旧
変更した事項の内容		
廃止又は変更の年月日	年 月 日	
廃止又は変更の理由		



様式第3号（第6条関係）

年度富山市集団回収活動事業計画書

年 月 日

実施団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

事務担当	氏名	
	電話番号	
回収する業者名		
予定日及び回数		回
回収品目	新聞・雑誌（雑紙）・段ボール・牛乳パック・布類（衣類のみ）・スチール缶・アルミ缶・紙製容器包装(山田地域、細入地域、下夕地区及び小羽地区のみ)	
住民への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収の都度（・チラシを全戸配布・回覧版・電話連絡・その他）</li> <li>・年間予定表（・チラシ全戸配布・回覧版・その他）</li> <li>・その他</li> </ul> [ ]	
回収範囲	区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区（小学校区等）全域</li> <li>・限定した区域</li> </ul> [ ]
	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世帯</li> <li>・限定した世帯</li> </ul> [ ]
回収場所	箇所数	箇所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内ごみ集積場</li> <li>・その他</li> </ul> [ ]	箇所 箇所
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が業者の回収する場所に持ち込む。</li> <li>・役員等が各戸を回る。</li> <li>・住民が指定場所に持ち込み、役員等が業者の回収する場所まで運搬する。</li> <li>・その他</li> </ul> [ ]	
回収品の業者への引渡し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収場所で引渡す。</li> <li>・回収業者へ持ち込む。</li> <li>・その他</li> </ul> [ ]	
案内文の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、回覧版文書（ 年度分）</li> <li>・その他</li> </ul>	

様式第3号（第6条関係）

## 年度富山市集団回収活動事業計画書

年 月 日

実施団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

事務担当	氏名		
	電話番号		
回収する業者名			
予定日及び回数	市が指定する日 及び		回
回収品目	・新聞・雑誌（雑紙）・段ボール・紙製容器包装 全て		
住民への周知方法	・回収の都度（・チラシを全戸配布・回覧版・電話連絡・その他） ・年間予定表（・チラシ全戸配布・回覧版・その他） ・その他 { }		
回収範囲	区域	・地区（小学校区等）全域 { }	
	対象	・全世帯	
回収場所	町内ごみ集積場 箇所 ・その他 箇所 { }		
回収方法	・住民が回収場所に持ち込む。 { }		
回収品の業者への引渡し方法	・回収場所で引渡す。 { }		
案内文の添付	・チラシ ・回覧版文書（ 年度分） ※必ずどちらかを添付すること		

様式第4号（第6条関係）

年度富山市集団回収活動事業計画総括表

年 月 日

（宛先）富山市長

協力団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

富山市集団回収活動報償金交付要綱第6条第2項により、事業計画総括表を提出します。

1 地区名（小学校区等） \_\_\_\_\_

2 実施予定

月	集団回収活動年間計画											
	日	曜日	紙類地区回収実施団体名	日	曜日	実施団体名	日	曜日	実施団体名	日	曜日	実施団体名
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												

3 事業計画書 別添のとおり

様式第5号（第6条関係）

紙類地区回収実施申告書

年 月 日

（宛先）富山市長

地 区 名  
協 力 団 体 名  
代表者の職名及び氏名

富山市集団回収活動報償金交付要綱に規定する紙類地区回収について地区の総意として年4月から開始することとなりましたので、富山市集団回収活動報償金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申告します。

記

地区	地区
実施団体名	
実施団体の 代表者氏名	
実施団体の 事務担当	(担当者) (連絡先)
すべての実施日 (市が指定する日)	
上記以外の日にも 行う場合の実施日	

様式第6号（第7条関係）

富山市集団回収取引伝票

年 月 日

地区名		取引者		
団体名		住所		
代表者氏名		氏名		
古紙	品目	数量	単価	金額
	新聞	kg	円	円
	雑誌（雑紙）			
	段ボール			
牛乳パック				
布類（衣類のみ）				
スチール缶				
アルミ缶				
紙製容器包装 （紙類地区回収）				
合計				
（備考）				

※ 紙類地区回収の取扱品目は、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装の4品目全て

※ 紙類地区回収の場合は、備考欄に「紙類地区回収」と記載すること

様式第7号（第8条関係）

富山市集団回収活動報償金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
地 区 名  
協 力 団 体 名  
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により次のとおり回収  
しましたので、富山市集団回収活動報償金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請  
します。

記

申 請 額 \_\_\_\_\_ 円

資源物回収量 \_\_\_\_\_ kg

添付書類

- ・富山市集団回収取引伝票（様式第6号）
- ・富山市集団回収取引伝票総括表（様式第8号）

様式第7号（第8条関係）

富山市集団回収活動報償金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
地 区 名  
協 力 団 体 名  
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により次のとおり回収  
しましたので、富山市集団回収活動報償金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請  
します。

記

申 請 額 \_\_\_\_\_ 円

紙類回収量 \_\_\_\_\_ kg

（新聞・雑誌（雑紙）・段ボール・紙製容器包装）

添付書類

- ・富山市集団回収取引伝票（様式第6号）
- ・富山市集団回収取引伝票総括表（様式第8号）

協力団体名 \_\_\_\_\_

実施団体名	実施日	品 目 別 数 量 (kg)								報償金 (円)		
		古		紙		牛乳パック	布類 (衣類のみ)	スチール缶	アルミ缶		紙製 容器包装	計
		新聞	雑誌 (雑紙)	段ボール								
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	小 計											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	小 計											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	小 計											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	小 計											
合	計											

※ 紙類地区回収の取扱品目は、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装の4品目全て